

## 生物多様性企業活動ガイドライン検討会 第 2 回会合 議事要点 (案)

### 1. 生物多様性企業活動ガイドライン (仮称) の性格等

- ・ 生物多様性問題の解決には全てのセクターの連携が必要であり、官民学全てを対象とした「生物多様性保全活動、各種事業体等連携ガイドライン」としての検討が優先されるべきである。
- ・ 企業が、最低限守らなければならないことは明確に示すべきである。
- ・ ガイドライン作成にあたっては、多数の企業の現場の意見を取り入れ、啓発する立場の経済団体と事前によく打合せを行ってほしい。
- ・ 経営層向けの「啓発書」が必要とされているが、現行案は詳細かつ大部な「指導書」となっている。中小企業も含めた多くの企業に取り組んでもらうためにも、全般的にポジティブな記述を行って欲しい。
- ・ 一方で、基本的な事項のみの記載ではわかりづらい面もあるため、どの程度詳細に記載するかというバランスが重要である。

### 2. ガイドラインの構成

- ・ ガイドライン本文は基本的・理念的部分に限定し、手法や事例の紹介等の参考書的な内容は本文とは切り離して別冊にしてはどうか。
- ・ 現行案の内容の一部を別冊にはしない方がよい。特に、第 II 編の第 1 章と第 2 章は続けて示すべき内容であり、切り離すべきではない。

### 3. ガイドライン素案

#### 3.1. 全般

- ・ 現行案における表現は、「配慮する」や「検討する」のように弱い。あくまでもガイドラインであり、必ず従わなければならない性格のものではないので、より明確な書きぶりにすべきである。COP10 で、日本が積極的に取り組んでいるという姿勢を見せることにもつながる。
- ・ 現行案の内容は、詳細な手法の記載に偏りすぎているのではないか。
- ・ 経営者には理念が必要であり、実務担当者には実施すべきことが分かる優良事例等が有効である。現行案は、取組の方向性と具体的な取組内容を示しており、詳しくすぎることはない。
- ・ 生物多様性条約や、第 3 次生物多様性国家戦略、生物多様性基本法において、企業が実施するとよいとされている取組等を原点とすべきである。
- ・ 日本は海外の資源に大きく依存しているため、間接影響が重要である。間接影響について示すことが必要であり、また、直接影響と間接影響を分けて掲載しない方がよい。
- ・ 遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分 (ABS) については、「遺伝資源へのアクセス手引き」の内容では不十分である。本ガイドラインは、生物多様性の保全と持続可能な利用を主に扱うが、ABS を完全に対象外にはしない方がよい。
- ・ 「企業活動等と生物多様性の俯瞰図」(p.8) や、第 II 編第 3 章を充実させると使いやすいガイドラインとなる。

#### 3.2. 「第 I 編 基礎知識編」

- ・ ガイドラインの目的 (p.2) の 2 点目は、「恵沢を享受する」の主語を明確にする。

- ・ 生物多様性の説明 (p.3) で、生物多様性が動物と植物に限らないことに留意すべきである。また、地球レベルと地域レベルの双方の生物多様性について言及すべきである。
- ・ 「企業活動等と生物多様性の俯瞰図」 (p.8) の「業種等」に NGO・NPO を追加する。生物多様性との関わりの把握において、俯瞰図を参照できるように、「第Ⅱ編 2.1. 取組の考え方の全体像」の最初に入れる等、挿入位置を検討する。
- ・ 企業の取組が目指す方向性が分かるように、ミレニアム生態系評価から得られている示唆や、2010年目標の中で企業が関わる目標等を整理して組み込む。
- ・ ミレニアム生態系評価に関する記載 (p.9) は、予防的対処が重要であるという内容に修正する。生態系の劣化の回復について言及されているが、現存する生態系を保全することも必要である。

### 3.3. 「第Ⅱ編 指針編 第1章 基本的な考え方」

- ・ 企業が最低限満たすべき原則を示すべきである。
- ・ 「目標」 (p.13) には、生物多様性条約の残り1つの目的である ABS を加えるべきである。
- ・ サプライチェーンや、生物多様性・生態系サービスへの影響を考慮することは重要である (p.15)。

### 3.4. 「第Ⅱ編 指針編 第2章 取組の考え方」

- ・ 「リスク」と「チャンス」の分析 (p.29-30) では、それぞれを分けて示す方がよい。リスクよりもチャンスを強調するような書きぶりとしてほしい。また、チャンスの内容については、中長期のイメージ向上だけでは、取組は推進しにくい。より具体的な内容 (経済的リターン等) を示すべきである。
- ・ 「リスク」と「チャンス」に関して、リスクについてもリスク回避の点で関心が高い点と考えられるため、リスクに関するインパクトのある事例を囲みで紹介してはどうか。
- ・ 「2.4. 外部ステークホルダーとの連携」 (p.33) について、NPO・NGO は本業での取組において連携している場合もある。企業が NGO 等による批判を聞くことも重要である。

### 3.5. 「第Ⅱ編 指針編 第3章 企業活動の種類別の取組」

- ・ 現行案の構成に従い、内容を再度精査する必要がある。参考例では、委員等からアイデアを得て、具体事例を記載するとよい。特に海外での取組等の例を挙げると、2010年目標の達成に向けた努力をアピールすることができる。
- ・ 木材に関する取組では認証取得に取り組みやすいが、一方で、認証を取得すればそれ以上取り組まなくてよいのか、という面もある。

## 4. 要約

### 4.1. 構成及び内容全般

- ・ 企業が生物多様性に取り組むべきであるというような結論をまず冒頭に示すべきである。
- ・ まず、様々な主体が取り組む必要性に関する記載があり、それを受けて、企業の取組について説明する構成が必要である。
- ・ 取組を実施する理由等の動機付けを記載する必要がある。
- ・ 経営層の説得には数字が有効である。いつ何が起きて企業がどのくらい影響を受けるのか、また、取組による経済的な効果がどの程度あるのかを金額等で定量的に示せるとよい。

- ・ 生物資源を利用することが即悪いことと思われぬように、バランスよく記載してほしい。
- ・ 消費者との関係性等においても企業がリーダーシップをとっていく必要があるという考え方を明確に示すほうがよい。

#### **4.2. 「企業の取組」**

- ・ ドイツの B&B イニシアティブの宣言文に似ており、独自性がない。
- ・ 企業が生物多様性に関して取り組むことを示すと、およそこのような 8 項目の流れになる。
- ・ サプライチェーンでの配慮は重要であるが、その表現については慎重な検討が必要である。

#### **4.3. 図**

- ・ 生物多様性と企業活動だけではなく、環境と社会、経済の視点からの記載が必要である。
- ・ 生物多様性に取り組まないことが、顧客に影響を与える可能性がある等の顧客の視点も重要である。
- ・ 十分な取組を実施した場合の将来像もあわせて示すとよい。

以 上